

男鹿市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、男鹿市の区域内の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和5年9月22日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

変更前の字の区域	変更後の字の区域
男鹿市五里合中石字月夜前 1の1の一部、14の一部、15の1の一部、15の2、17の1、17の2、18の1、18の2、21の1の一部、21の2、22の一部、23の一部、169の一部、170の1の一部、170の2の一部、171の一部、172から174までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	男鹿市五里合中石字疋沢
男鹿市五里合中石字城ノ上 25、29、65から73までの各一部、74、75から82までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	
男鹿市五里合中石字岡獅子 13の2、14の2	男鹿市五里合中石字城ノ上

<p>男鹿市五里合中石字山王沢 6から8まで、10から47まで、48の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに2、3、5に隣接する水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字後田 22から37まで、39から42まで、44、45、49、50及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字中川崎 97の1、97の2、97の5、98の1、98の2、99の1、99の2、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104の1、104の2、105の1、105の2、106の1、106の2、107の1、107の2、108の1、108の2、109及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字高屋下</p>
<p>男鹿市五里合中石字中川崎 3から15まで、16の1、16の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字城ノ下</p>
<p>男鹿市五里合中石字堂尻 77から80まで、81の1、82の1、83の1、84の3、156の2、157の1、158の1、158の3、159から166まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字中川崎 57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、60の1、60の2、61の1、61の2、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89の</p>	<p>男鹿市五里合中石字高屋下</p>

<p>1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1から95の3まで、96の1、96の2、96の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字中川崎 17の1、17の3、18の1、18の2、19から56まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字城ノ下</p>
<p>男鹿市五里合中石字堂尻 104の1、105の1、106の1、107、108の1、109の1、110の1、111の1、112の1、113の1、114の1、115の1、116の1、117、118の1、119の1、120の1、121から135まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字南浜野 35の1</p>	<p>男鹿市五里合中石字山崎入谷地</p>
<p>男鹿市五里合神谷字前田表 1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17、18、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23、24の1、24の2、25の1、25の2、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34の1から34の3まで、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、48の1、48の2、49の1、49の2、50の1、50の2、51の1、51の2、52の1、5</p>	<p>男鹿市五里合神谷字向谷地</p>

<p>2の2、53の1、53の2、54の1、54の2、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、60の1、60の2、61の1、61の2、62の1、62の2、63の1、63の2、64から97まで、98の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字上堰 94の1、95、96、97の1、98の1、99の1、100の1、101の1、102の1、103の1、104の1、105の1、106の1、107の1、108の1、109の1、110の1、111から127まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字下堰 135の1、136の1、137の1、138の1、139、140の1、141の1、142の1、143、144の1、145の1、146の1、147の1、148の1、149の1、150の1、151の1、152の1、153から166まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字下石 79の1、80、88の1、92の1、93、96の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合神谷字塩辛</p>
<p>男鹿市五里合神谷字下石 1から11まで、60から64まで、75から78まで、97から114まで、115の1、116の5、123から126まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに18の1に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字鮫ノ口 99の1、99の3、100の1、101の1、102の1、103の1、104の1、105の1、106の1、107の1、108の1、108の2、109の1、110の1、111の1、112の1、113から120まで、121の1、125の1、126の1、127の1、128から143まで、144の1、144の2、145から150まで、152の1、156の2、157から166</p>	

<p>まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字堂尻  2の1、3の2、4の2、5の2、6の1、6の3、7の1、7の2、8、11から40まで、41の2、42の2、43の2、44の1、45の1、46の2、47の1、48の1、49の1、50の1、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、59の1、60の1、61の2、62の1、63の1、64の1、65の1、66の1、67の1、68の1、69の1、70の1、71の1、71の4、72の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字水尻</p>
<p>男鹿市五里合中石字高花  27から45まで、46の2、59の2、60から82まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字高花  1から12まで、14から26まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字今沢</p>
<p>男鹿市五里合神谷字上堰  1から15までに隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字荒野下  39、40から42までの各一部、44、45から60までの各一部、61の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字下堰  32から47まで、48の1、49の1、50から64まで、65の1、65の2、66、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70、71、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、86の1、87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92の1、92の2、93の</p>	<p>男鹿市五里合神谷字上堰</p>

<p>1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、100の1、100の2、101から115まで、116の1、117の1、118の1、119の1、120の1、121の1、122の1、123の1、124の1、125の1、126の1、127、128の1、129の1、130の1、131の1、132の1、133、134の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字下堰 1から14まで、15の1、16の1、17の1、18から31まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合中石字今沢</p>
<p>男鹿市五里合鮪川字下谷地 33から36までの各一部、37、38から40までの各一部、41、44から49までの各一部、50の1の一部、51の1、52から66まで、67の1、67の2、68の1、68の2、69、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合神谷字塩辛 1から46まで、47の1、48の1、49の1、50の1、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、59の1、60の1、61の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合箱井字町屋田</p>

男鹿市五里合神谷字鮫ノ口

1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1から14の3まで、15の1、15の2、16の1、16の3、26の1、26の3、27の1、27の2、28の1、28の2、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1から38の3まで、39の1、39の2、40の1、40の2、41から52まで、53の1から53の3まで、54、55、56の1、85の1、86の1、87の1、88の1、89の1、90の1、91の1、92の1、93の1、94の1、95の1、96の1、97の1、98の1、98の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

男鹿市五里合神谷字鮫ノ口

59から68まで、74から81まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

男鹿市五里合箱井字川向

120から134までの各一部、135の1、135の2、136の1、136の2、137の1、137の2、138の1、138の2、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143、144の1、144の2、145の1、145の2、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1、148の2、149の1、149の2、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1から152の3まで、153の1、153の2、154の1、154の2、155の1、155の2、156の1、156の2、157の1、157の2、158の1、158の2、159の1、159の2、160の1、160の2、161の1、161の2、162、163の1、163の2、164の1、164の2、165

<p>の1、165の2、166の1、166の2、167から197まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合箱井字桃崎  110の一部、111の一部、113の一部、114の1、115の1、116の1、117の1の一部、118から128までの各一部、129の1、129の2、130から132まで、133の1、133の2、134の1、134の2、135の1、135の2、136の1、136の2、137の1、137の2、138の1、138の2、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の4、141の5、142の1、143の1、144の1、145の1、146の1、153の1、153の2、154の1、154の3、155の1、155の2、156の1、156の2、157の1、157の2、158の1、158の2、159の1、159の2、160の1、160の2、161の1、161の2、162の1、162の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに152の3に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合中石字荒野下  1から16まで、17の1、17の2、18の1、18の2、19から38まで、40から42までの各一部、43、45から60までの各一部、61の1の一部、61の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合鮪川字張山</p>
<p>男鹿市五里合鮪川字下谷地  1から14まで、15の1、16の1、17から32まで、33から35までの各一部、37、38から40までの各一部、42、43、44から49までの各一部、50の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合鮪川字上谷地  1の1、2の2、3の2、4、6の1、7の1、8から14まで、15の1、16の1、18、19、20の1、20の2、21の4、21の5、22から29まで、30の1、31の1、32の1、33の1、34の1、35の1、36の1、36の2、37、38、43から58まで、59の1、59の</p>	



<p>2、60の1、60の2、61から69まで、72から85まで、86の1、86の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合箱井字桃崎  1の1、1の3から1の5まで、4の1、4の2、5、8の1、8の2、9の1、9の3、10、11、14の1、15の1、16の1、19の1、20の1、21の1、24の1、25、26、29から33まで、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、46の1、46の2、47の1、47の2、48の1から48の3まで、51の1、51の2、58、59の1、59の2、61の1、61の2、62の1、62の3、62の4、63の1、63の3、64の1、64の3、69の1、69の3、70の1、70の3、71の1、71の2、72の1、72の2、73、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1から84の3まで、85、86の1、86の2、87の1、87の2、88から104まで、108の1、108の4、109の1、110の1の一部、111の1の一部、112、113の一部、117の1の一部、118から128までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに106に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合箱井字川向</p>
<p>男鹿市五里合鮪川字寺沢  6、7、11から13まで、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18、19、32から38まで、41から44まで、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、48から54まで、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、57の2、58の1、58の2、61、72から74まで、75の1、75の2、76の1、76の2、77から83まで、84の1、84の2、85の1、85の2、86から90まで、94</p>	<p>男鹿市五里合鮪川字長崎坂ノ下</p>

<p>から100まで、101の1、101の2、102及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合鮪川字諸見坂川端 4、5、6の1、6の2、7、22から24まで、29、50から60まで、61の1、61の2、62の1、62の2、63、64、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70から74まで、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>男鹿市五里合鮪川字槻木沢 1、2、3の1、4の1、5の1、6の1、7の1、8の1、11、12、16の1、17、18の1、22の1、24の1、25、26の1、28の1、29の1、37、41、42、46の1、47から72まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合鮪川字箱井沢</p>
<p>男鹿市五里合鮪川字百崎 2の1、6から8まで、23から27まで、28の1、29の1、29の3、30の1、31、32の1、32の3、39から43まで、48から53まで、54の1、55の1、55の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合箱井字出ヶ沢</p>
<p>男鹿市五里合箱井字上源寺 13から25まで、27、28及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>男鹿市五里合箱井字山田</p>